

千葉市指定自転車駐車場における一時利用の整理に要する費用の還付に関する取扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市自転車等の放置防止に関する条例（以下「条例」という。）第17条第3項及び千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第15条第1項第3号、第2項の規定による一時利用にかかる整理に要する費用（以下「整理費用」という。）の還付に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(一時利用の還付)

第2条 条例第17条第3項ただし書の規定により、一時利用の整理費用を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、いずれの場合も領収書がある場合に限る。

- (1) 一時利用券（様式第8号の2）の利用を取りやめて未使用である場合 全額
- (2) 一時利用券（回数券）（様式第8号の3）の利用を取りやめて全て未使用である場合 全額
- (3) 一時利用券（回数券）（様式第8号の3）を利用したものの2枚以上が未使用である場合

回数利用（一時利用11回分）の金額から1日1回の金額に利用枚数を乗じて得た額を控除した額

2 一時利用にかかる整理費用の還付を受けようとする者は、指定自転車駐車場整理費用還付申請書（様式第12号）に一時利用券及び領収書を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。